ホームヘルパーや保育に関する資格をお持ちの方へ

　家庭生活支援員になって、ひとり親家庭の生活のお手伝いをしていただけませんか。一時的に生活援助や保育等のサービスが必要なひとり親家庭等を支援する**『家庭生活支援員』に登録**してくださる方を募集しています。

＜家庭生活支援員が行なう生活援助及び保育サービス＞

　　①生活援助

　　　　ひとり親家庭等の自宅において、お子さんの食事や身の回りの世話、住

　　　居の掃除、生活必需品の買い物、医療機関等との連絡、その他必要な用務

　　②子育て支援

　　　　家庭生活支援員の自宅等において、乳幼児の保育や児童の世話など必要な用務

＜家庭生活支援員への応募資格について＞

　　①生活援助

　　　　ホームヘルパー1級、2級、3級、介護福祉士、看護師、准看護師、

　　　その他の同等の研修修了者

　　②子育て支援

　　　　保育士、子育て支援関係研修修了者

＜手当について＞

　　家庭生活支援員が行なった支援内容、時間数に応じて支給されます。

　　**手当額については裏面**をご覧ください。

※**新庄市では『生活援助』を行なう家庭生活支援員が不足しています。**

※ひとり親家庭等からの支援依頼は県母子連で受付し、県母子連が確認と調整

　を行なったうえ、家庭生活支援員の方に依頼の電話を行ないます。

※現在、利用頻度はあまり多くないため、お仕事や家事の合間等でご都合のよい

　場合に依頼しますので、まずは登録をお願いします。登録の際、資格証のコピ

　ーの添付をお願いしています。

※詳細については、**新庄市子育て推進課**　または**一般財団法人　山形県母子寡**

**婦福祉連合会（母子連）**にお問合せ下さい。　母子連TEL　023-633-0962

手当額（令和２年度）

（1）日中　（9：00～18：00）

①生活援助　　＠1,860円　×　利用時間

②子育て支援

　ア　家庭生活支援員の居宅及び児童館等で知事の認める場所

　　　＠900円　×　利用時間　×　［1＋児童数‐1）×0.5］

　イ　講習会場

　　　@1,350円　×　利用時間

（2）早朝、深夜（18：00～翌9：00）

①生活援助　　＠2,320円　×　利用時間

②子育て支援　＠1,120円　×　利用時間　［1＋（児童数‐1）×0.5］

（3）宿泊分（22：00～翌5：00）

①子育て支援　＠4,480円　×　児童数